

平 2 9 議 事 第 1 4 2 号  
平 成 2 9 年 8 月 2 5 日

市民政党「草の根」  
代表 井 原 勝 介 様

岩国市議会議長 桑 原 敏 幸



市議会の議事運営に関する公開質問状について（回答）

平成 2 9 年 8 月 9 日付けで提出のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

#### 質問 1 について

- 1 6月定例会最終日の本会議において、その日の議事日程に記載された議案等の全てを議了した後に、市長不信任決議案に関する動議が提出された。当該動議は所定の賛成者があり成立したことから、その取扱いについて協議するため、本会議を休憩して議会運営委員会を開催した。
- 2 議会運営委員会では、次のとおり協議決定された。
  - ① 再開後の本会議において、「当該動議を日程に追加し、直ちに議題とすること」の賛否について諮ること。
  - ② ①において可決された場合は、市長不信任決議案を直ちに議題とし、通常と同様の手順（趣旨説明・質疑・討論・採決）で審議すること。
  - ③ ①において否決された場合は、会期中の次回の本会議で議題とすることとなるが、本日が会期最終日であることから、会期を延長しない限り、当該動議に関する取扱いは終了（決議案の廃案）となること。
  - ④ 議会運営委員会としては、現時点で会期を延長する必要を認めないこと。
- 3 2-①の結果、賛成少数により否決され、かつ、会期が延長されなかったことから、2-③のとおり当該動議に関する取扱いは終了（決議案の廃案）となったものである。

## 質問 2 について

全ての動議、議案等の中で優先的に取り上げるべき問題は、「先決問題」といわれている。市長不信任決議案もこれに含まれ、長と議会の対立を解決する手段として、議会の構成に関する問題（正副議長選挙・辞職、議員の懲罰など）に次いで優先的に取り上げるべき問題とされている。

「先決問題」に係る取扱いは、国会と地方議会では異なり、地方議会では、「先決問題」であっても日程追加（日程変更）の手續（上記 2-①）が必要とされており、このたびの市長不信任決議案に関する動議についても、従前どおりこのルールにのっとって議事運営を行ったものである。

また、当該動議（決議案）については、議員が自己の動議提出権を正当に行使した上で、その議員を含む個々の議員が自己の表決権（賛成・反対の意思を表示する権限）を正当に行使して議決（議会の意思決定）をしたのであり、「議員の大切な権利の行使が多数の力で不当に制約され」たものではない。

なお、地方自治法第 178 条の規定に基づく市長不信任決議は、「議会」に認められた重要な権利であり、「議員」に認められた権利ではないことは、御指摘のとおりである。